

平成30年度 決算報告

平成30年度の町の決算について、9月に行われた議会定例会で承認されました。
町民の皆さまに納めていただいた町税や、国・道からの交付金などのように使われたのか、決算の状況を報告します。

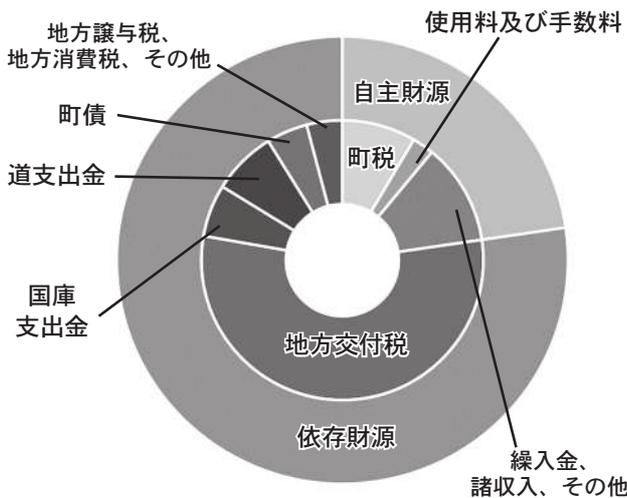
▽一般会計決算の概要

一般会計の歳入は30億9,713万2千円で、前年度に比べ5億3,663万2千円の減額(14.77%減)となりました。これは、国庫支出金の減少が要因となっております。

また、歳出は29億9,606万5千円で前年度に比べ5億264万3千円の減額(14.37%減)となりました。これは、前年度実施された金富団地公営住宅整備事業の完了に伴う普通建設事業の減少が主な要因となっております。

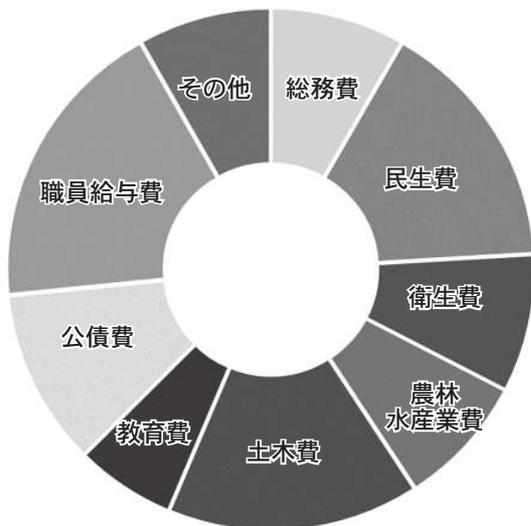
また、町民の皆さまに納めていただいた町税の総額は2億6,235万円で、歳入全体の8.5%となっています。一方、主な依存財源である地方交付税は17億626万2千円で歳入全体の55.1%を占めています。

●歳入



区分	決算額	構成比
自主財源	・町税	2億6,235万円 8.5%
	・使用料及び手数料	7,568万7千円 2.4%
	・繰入金、諸収入、その他	3億6,447万1千円 11.8%
自主財源計	7億250万8千円	22.7%
依存財源	・地方交付税	17億626万2千円 55.1%
	・国庫支出金	1億8,695万円 6.0%
	・道支出金	2億2,881万円 7.4%
	・町債	1億4,631万円 4.7%
	・地方譲与税、地方消費税、その他	1億2,629万2千円 4.1%
依存財源計	23億9,462万4千円	77.3%
歳入合計	30億9,713万2千円	100.0%

●歳出



区分	決算額	構成比
・総務費	2億4,726万6千円	8.3%
・民生費	4億7,369万円	15.8%
・衛生費	2億5,652万6千円	8.6%
・農林水産業費	2億4,473万9千円	8.2%
・土木費	4億6,562万8千円	15.5%
・教育費	1億8,358万5千円	6.1%
・公債費	3億2,786万7千円	10.9%
・職員給与費	5億5,132万8千円	18.4%
・その他	2億4,543万6千円	8.2%
議会費	3,159万円	—
労働費	2万円	—
商工費	4,881万9千円	—
消防費	1億5,309万8千円	—
災害復旧費	1,190万9千円	—
歳出合計	29億9,606万5千円	100.0%

歳入総額－歳出総額＝1億106万7千円(実質収支1億104万7千円)の黒字となりました。

◎町税の内訳



■町民1人当たりが負担したお金

2億6,235万円÷2,794人＝**約9万4千円**
(町税: 上グラフ) (H31.3.31現在の人口)

■町民1人当たりに使われたお金

29億9,606万5千円÷2,794人＝**約107万2千円**
(歳出総額) (H31.3.31現在の人口)

▽特別会計の決算状況

町の予算には、一般会計と区分して、特定の収入で支出をまかなう特別会計があります。

平成30年度の5つの特別会計の決算額は右記のとおりです。

区 分	歳 入	歳 出	差引収支
国民健康保険	4億1,321万7千円	4億266万7千円	1,055万円
国民健康保険 愛別診療所	1億3,548万5千円	1億3,043万6千円	504万9千円
後期高齢者医療	5,142万9千円	5,142万9千円	0万円
介護保険事業	5億2,933万6千円	5億1,255万4千円	1,678万2千円
公共下水道事業	1億9,460万8千円	1億9,297万4千円	163万4千円
合 計	13億2,407万5千円	12億9,006万1千円	3,403万4千円

▽企業会計の決算状況

企業会計は、関係する法律の適用を受け、利用者からの利用料金等により事業を行う、公営企業の会計です。

平成30年度の企業会計の決算額は右記のとおりです。

区 分		収 入	支 出	差 引
簡易 水道事業	収益的収支	1億7,494万円	1億4,234万円	3,260万円
	資本的収支	1億4,521万1千円	2億5,687万円	▲1億1,165万9千円

※資本的収支の不足額は内部留保金などで補てんしています。

愛別町の平成30年度決算における健全化判断比率および各公営企業の資金不足比率は、いずれも国が定めた基準の範囲内となっています。健全化判断比率の状況については、下表のとおり、実質公債費比率は昨年度より

地方公共団体の財政を適正に運営することを目的とした「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、全ての地方公共団体において財政健全化にかかる各指標の公表が義務付けられています。公表することとなるのは、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）と公営企業に係る資金不足比率です。また、これらの比率が下記の基準を超える団体は、早期健全化計画あるいは財政再生計画の作成が義務付けられています。

地方公共団体の財政を適正に運営することを目的とした「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、全ての地方公共団体において財政健全化にかかる各指標の公表が義務付けられています。公表することとなるのは、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）と公営企業に係る資金不足比率です。また、これらの比率が下記の基準を超える団体は、早期健全化計画あるいは財政再生計画の作成が義務付けられています。

▽平成30年度健全化判断比率と資金不足比率

0.9ポイント増加し6.6%、将来負担比率は昨年度より6.0ポイント減少し17.7%となっています。また、実質赤字比率および連結実質赤字比率については、一般会計および特別会計において実質収支額が黒字であることから、比率はありません。各公営企業の資金不足比率については、各特別会計において資金不足が生じなかったことから、比率はありません。このとおり、法律に基づく4つの指標につきましても、それぞれ基準を満たしておりませんが、依然として町債の残高や決算に占める公債費は高く、実質公債費比率や将来負担比率についても高水準であり、厳しい財政状況であるといえます。今後引き続き、持続可能な健全財政の確立に努めてまいります。

▼健全化判断比率

区 分	H28年度比率	H29年度比率	H30年度比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	—	—	—	20.0%	40.0%
実質公債費比率	5.9%	5.7%	6.6%	25.0%	35.0%
将来負担比率	17.0%	11.7%	17.7%	350.0%	—

▼公営企業に係る資金不足比率

区 分	H28年度比率	H29年度比率	H30年度比率	経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	—	—	—	20.0%
公共下水道事業特別会計	—	—	—	20.0%